

未来へ継承する相模湾の景観づくり ～「なぎさ軸広域景観構想」の策定～

山室哲也¹

¹ 神奈川県庁 県土整備局 道路部 道路管理課 副技幹（〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1,
E-mail : yamamuro.mrmg@pref.kanagawa.jp）

神奈川県と相模湾沿岸 13 市町及び箱根町は、三浦半島・湘南・西湘と連なる美しい景観軸「なぎさ軸」を 50 年、100 年先を見据えた上で、美しく風格のある世界に開かれた誇れる景観を保全創造するため、「なぎさ軸広域景観構想」を策定した。

本論文は、その広域景観構想の策定に至るまでの実務的な調整内容について論じるとともに、景観行政における今後の課題・提案について述べることを目的とする。

キーワード: 広域景観構想, 景観行政団体, 景観計画, 景観重要公共施設

1. はじめに

そもそも「景観」とは、都道府県、市町村などの自治体の行政区域を超えたものである。今回紹介する「なぎさ軸広域景観構想」は、三浦半島・湘南・西湘と連なる美しい相模湾沿いの海岸線を「なぎさ軸」という観点で一体的に捉えて推進する先駆的な景観施策である。また、策定に係る運営面でも、県と相模湾沿岸 13 市町及び箱根町の景観担当者が協働で作業を行った点だけでなく、県の公共事業担当課が同じ検討組織に参画するという方式で構想を策定したことは、極めて画期的な取り組みであると自負している。



図-1 景観域及び景観軸(出典：神奈川県景観づくり基本方針)

景観が自治体の行政区域を超えたものであるという考えは周知の事実であるが、景観法には、市町村が景観行

政団体として景観行政を推進することが中心となっており、広域連携で景観計画を作る仕組みが無い。また、景観行政団体である市町村が、国や都道府県、高速道路各社等が管理する公共施設（広域的に連なる道路・河川・海岸等）を景観重要公共施設として指定する際に、景観法に基づく同意協議が円滑に行われないことが多く生じているのが実態である。

よって、本論文により、今回の試みの成果を共有することは、今後の景観行政に対する何らかの示唆が得られるのではないかと考えている。

2. 神奈川県における景観の取組み

(1) 本県の景観に係る取組状況

平成 16 年 6 月に良好な景観形成のための規制や支援措置が盛り込まれた「景観法」が国会にて可決・公布され、平成 16 年 12 月 17 日に施行された。

同法では、自動的に景観行政団体となる都道府県・政令指定都市・中核市を除いた一般市町村は、その長が都道府県知事と協議し、同意を得ることで「景観行政団体」に移行できることとなっている。

神奈川県では、平成17年1月16日に自らの意志で景観行政団体となった全国初の一般市町村である真鶴町をはじめ、全国47都道府県中、最多の景観行政団体数となる23団体（平成22年9月1日時点、県を除いた団体数）を誇っている。

また、景観法に基づく景観計画を策定している景観行政団体についても、全国最多の20団体となっている。

本県では、昭和30年代の鎌倉の市民活動を契機とした古都における歴史的風土の保全や、昭和40年代以降の横浜市の都市デザインをはじめ、その後も海岸部を中心に、各地で都市景観条例の制定などの取組が進められていたため、景観法施行と同時に、その活用がこれまで活発に行われてきた。



図-2 景観行政団体及び景観計画策定団体の状況(筆者作成)

本県は、平成18年12月1日、理念条例として「神奈川県景観条例（以下、「県景観条例」と言う。）」を施行した。ここでは、「県は、景観づくりを推進する上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が行う景観づくりに対し、必要な支援を行うよう努めるものとする（県景観条例第9条第1項）」としている。よって、本県の市町村の自主性を重んじた支援姿勢として、景観行政団体への移行に伴う必要な支援策を積極的に行ってきたことが、一般市町村の景観行政の更なる発展を促してきたと言えるだろう。

また、本県では、県景観条例第7条に基づく「神奈川県景観づくり基本方針（以下、「県景観基本方針」と言う。）」を平成19年8月23日に策定している。ここでは、目指すべき目標に、「県は、景観づくりを推進する上で、市町村が果たす役割の重要性から、概ね5年以内に県内全ての市町村が景観行政団体となり、景観計画を策定することなどにより、地域の特性を踏まえた景観行政を推進できるよう支援するとともに、広域自治体として連携体制を構築する。」と掲げている。

こういった位置付けを受け、景観法が施行された平成16年12月の時点では、景観行政団体は政令指定都市・中核市である4市（景観計画策定数0）だったものが、県景観条例の施行時点である平成18年12月では18市町（景観計画策定数5）、県景観基本方針の策定時点である平成19年8月では18市町（景観計画策定数9）、そして、現在、平成22年9月時点では、23市町（景観計画策定数

20）というように、着実に成果を上げてきている。

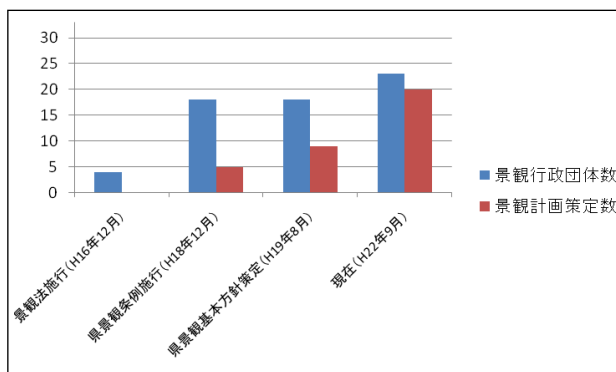


図-3 景観行政団体及び景観計画策定数の推移(筆者作成)

しかし、この成果は単に、条例及び基本方針に基づく『概ね5年以内に県内全ての市町村が景観行政団体となる』という目標が設定されたことだけで、もたらされた訳ではない。目標を達成するために、年に1度の全体的な研修会及び全市町村が一堂に会する会議を開催することはもとより、(1)市町村職員とのまち歩き(現地調査)、(2)市町村毎の事情を踏まえた提案シートの作成、(3)専門家派遣制度の活用による講師派遣、(4)景観行政を推進するための個別相談、(5)電話及びメールを活用した定期的な連絡調整など、各市町村に対する個別支援策を継続的に実施してきたことも紹介しておきたい。

(2) 実際の取り組み状況①

－「チーム景観かながわ」の呼びかけ－

筆者は、平成19年6月、人事異動により県の景観担当者となった。業務引き継ぎでは、『5年以内に全市町村が景観行政団体に移行する』などの目標を掲げる県景観基本方針を8月までに策定することが喫緊の課題とされた。その際に、特に重要だと考えたのは、県庁内の職員間は当然のこと、県と市町村の職員間で、「ふるさと神奈川を美しい姿で後世に継承する」ということについて、共有できなければならないということであった。単に、基本方針の目標だけを盾として、市町村の景観行政団体への移行を促していくのではなく、フェイスtoフェイスを大切にしたいチームワークが不可欠であるとの思いに至ったからである。運動にはネーミングが不可欠であることから、「チーム景観かながわ」と名付け、県内の景観担当者の心が一つになっていくように努力した。更に、市町村毎に調整方法を変えて対応することにも留意した。こういった考え方は、筆者が県の景観担当者を担うにあたって、後述するなぎさ軸広域景観構想の策定に係る取組をはじめ、一貫した考え方として貫かれている。

こうした県の地道な活動と市町村担当者のまちへの思いがマッチして、前述した景観行政団体及び景観計画策

定の成果等をもたらした大きな推進源にもなっているのではないかと感じている。

3. なぎさ軸広域景観構想策定の目的と位置付け

前述したように、本県における景観行政は景観法施行を契機として急速に進展した。景観行政のフェーズを3つに分けるのであれば、景観行政団体への移行及び景観計画の策定は、「第1フェーズ（量の充実）」である。このフェーズでは、市町村自らが独自の景観行政を実施していくために必要不可欠な前提条件を整えていく段階であり、いわばスタートラインに立って走り始めた状況と言える。景観行政団体の移行については、残り10市町村となっており、目標年次である平成24年度には県内全ての市町村が移行することが現実味を帯びてきていると言える。

さて、次の主たる取組としては、「第2フェーズ（質の充実）」である。各景観行政団体が景観法のツールをフル活用して、質の充実に努めることは不可欠であるが、各景観行政団体相互が広域的な連携を行うとともに、景観形成上重要な公共施設の管理者が協働することも、同様に重要なことである。

本論文では、その先進的事例として、景観重要公共施設の協議を円滑に進める目的がきっかけとなった「なぎさ軸広域景観構想の策定」を紹介する。

（1）なぎさ軸広域景観構想策定の目的と位置付け

「なぎさ軸広域景観構想」は、県景観条例に基づく県景観基本方針に位置づけられた景観軸の一つ「なぎさ軸」について、50年、100年先を見据えた上で、美しく風格のある世界に開かれた誇れる景観を保全創造するため、現在までの県及び関連市町の計画・構想等を踏まえながらとりまとめたものである。

なぎさ軸全体及び3つのゾーン（三浦半島、湘南、西湘）毎に景観形成方針等を設定し、各市町の景観計画及び景観条例等により具体的な景観形成を推進する際の方角を示している。

更に本構想は、「なぎさ軸」の広域景観構想として、景観行政団体である「市町」が、海岸や国道134号、135号などの公共施設管理者である「県」と、景観法に基づく「景観重要公共施設」の指定に係わる協議を行うに際しての基本的な考え方を整理したものとして扱うことを目指して策定した。また併せて、県と市町の協働により広域的な景観形成の取組を行う方法を検討した結果をまとめており、主に次の役割を有している。

- ・今後、県及び景観行政団体である市町は、本構想を尊重する。
- ・「美しく風格のある世界に開かれた神奈川」の実現に向けた契機とする。

（2）なぎさ軸広域景観構想の特徴

本構想では、初めに、本県の上位計画や関連計画及び関連施策を整理するとともに、関連する景観域や景観軸の特色等を踏まえながら、なぎさ軸の景観特性（地形及び沿道景観、海岸、交通、立地特性、景観資源分布、関連市町の景観計画、視点場の分布等）について、十分な整理を行った。その上で、相模湾沿岸の広域景観軸である「なぎさ軸」について、全体目標及び3つのゾーン（三浦半島・湘南・西湘）に係る目標や景観形成方針を設定している。

ここまでは一般的な構想で見られる内容だと思うが、本構想では、「景観重要公共施設」の指定に係わる協議を行うに際しての基本的な考え方を整理するという役目を負っていることから、具体的な方策として、1)景観重要公共施設のデザイン方針（海岸、港湾・漁港、道路、河川、公園、その他の特定公共施設の6つに分類整理）、2)景観重要公共施設として景観計画への位置付けを推進する「重要景観形成軸」及び観光資源または邸園（歴史的建造物）が分布している地域である「地域資源分布ゾーン」の設定を位置づけたこと、3)本構想の実現をめざして、計画の深化、具体化を図っていくための県及び市町の役割・体制や、中長期展望も含めたスケジュールをまとめたこと、の3つが特徴である。

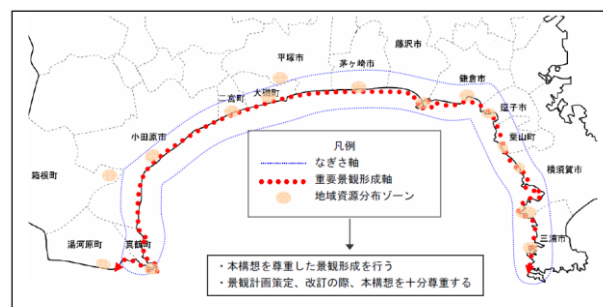


図4 なぎさ軸広域景観構想概念図(引用：なぎさ軸広域景観構想)

また、なぎさ軸の特性を整理するにあたって、「空及び海から見たなぎさ軸」として、なぎさ軸の海岸線及び周辺土地利用の状況を空からの視点と海からの視点を重視し、構想策定中、実際にその2つの視対象を確認したことも特徴としてあげたい。

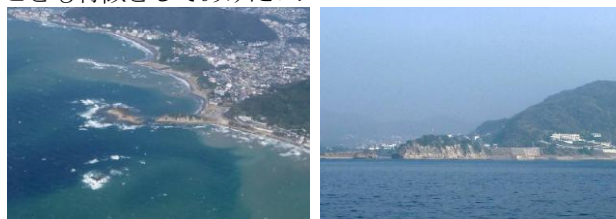


図5 空撮写真(左)及び海上写真(右) (筆者撮影)

(3) 広域課題検討会議の検討体制・スケジュール

平成 21 年 1 月、「なぎさ軸広域課題検討会議」を立ち上げた。本検討会議のメンバー及び開催スケジュール（日程、テーマ）は別表 1 及び別表 2 のとおりである。会議設置者は神奈川県（事務局：都市整備公園課）であり、会議の検討体制は「全体会議」及び「部会（2 部会制）」の 2 形式を組み合わせた運営とした。なお、部会の構成として、「公共空間検討部会」と「地域資源活用検討部会」を設けており、それぞれの部会長を国土交通省・国土技術政策総合研究所空港ターミナル研究室長の上島顕司氏と、関東学院大学の水沼淑子教授に依頼した。公共空間検討部会は、各ゾーン及びなぎさ軸全体のビジョン（案）の検討や、公共施設（国道 134 号等の道路、海岸、公園、漁港など）を中心とした公共空間の広域的な検討を目的とした。また、地域資源活用検討部会は、地域資源となっている建造物や樹木等の保全活用を検討することを目的とした。それぞれの部会の成果を踏まえながら、全体会議で異なる利害調整を行いつつ、全体構想を議論した。会議は毎回、午前中に合同の現地調査、午後は検討会議という検討方法を提示し参画を求めた。この毎回の企画は、筆者が関係市町や県の関係機関に対して直接相談・依頼しながら、当日の工程計画を策定するとともに、バスや昼食の手配、交流会の企画、当日のガイドに至るまで、基本的に全て手づくりで行っている。これには使用できる予算がほとんど無かったという事情もあるが、県も市町も一緒に「みんなでつくる景観構想」という方向をめざす中では、雰囲気づくりにも一役買ったのではないかと考えている。

(4) なぎさ軸広域課題検討会議の活動内容

さて、ここで、「なぎさ軸広域課題検討会議」の具体的な活動内容を記しておきたい。以下、会議設立から順に構想策定までの概要をまとめておくこととする。

平成 21 年 1 月 16 日、神奈川県庁大会議場において、事務局（県）からそれまでの経過を説明し、正式に「なぎさ軸広域課題検討会議」が設立すると同時に、第 1 回目となる全体会議を開催した。出席者により、今後の進め方が了承され、構想策定に向けた意見交換を行った。更に同日、第 1 回部会も同会場で開催した。

続いて、同年 5 月 29 日は、三浦半島ゾーンの現地調査及び第 2 回部会を開催した。午前中の現地調査には多くの参加者があり、大型バスにより国道 134 号及び海岸線等を車中から調査するとともに、主要な景観資源及び観光資源周辺について散策による調査を実施した。引き続き午後は、今回の構想策定方法の特徴の一つでもあるワークショップ形式による構想策定に向けた検討を行った。これは、会議形式では得られない様々な意見を抽出

することを目的として、「なぎさ軸全体の目標」という同一のテーマを設定し、6 つのグループ（それぞれ県及び市町職員で混合編成）に分かれて検討した。最後は、グループ毎に検討成果を発表し、部会長から講評を頂いた後、更に部会に分かれて議論を深めている。



図-6 三浦半島ゾーン現地調査及び第 1 回部会の状況（筆者撮影）

次に、同年 9 月 1 日に開催した、湘南ゾーンにおける現地調査及び第 3 回部会である。ここでも午前中は、大型バスにより海岸線の景観等を車中から調査するとともに、散策による調査を実施した。午後の部会では、事務局から今までの検討成果を踏まえて作成した「なぎさ軸広域景観構想（骨子）案」を提示して、意見交換を行った。



図-7 湘南ゾーン現地調査及び第 2 回部会の状況（事務局撮影）

更に、同年 11 月 24 日に、西湘ゾーンの現地調査及び第 2 回全体会議の開催である。午前中の現地調査では、それまでと手法を変え、JR 東海道本線からの車窓景観を調査するとともに、西湘ゾーンの海岸線を望む眺望点である「吾妻山公園（二宮町）」や、小田原漁港等の主要な景観資源及び観光資源周辺についての調査を実施した。午後は、時間の都合上、現地調査が行えない 3 町について、プロジェクターで写真画像を投影し、各町の景観担当者が景観資源を説明することにより、構成員の情報共有を図った上で、前回会議までの検討成果を基に事務局がまとめた構想（案）を提示し、意見交換を行った。



図-8 西湘ゾーン現地調査の状況（筆者撮影）

そして、年が明けて、いよいよ大詰めである。平成22年1月26日には、第3回全体会議を開催し、「なぎさ軸広域景観構想」の最終案を提示した最終検討を行った上で、各市町及び県の関係所属への意見照会手続きを実施した。意見照会手続きは、第1回目が1月26日から2月25日まで、第2回目が3月17日から3月23日まで2回設定した。ここでは、多くのご意見・ご指摘を頂戴し、非常にタイトなスケジュールの中で個別調整を行いながら、最後は寝食も忘れて業務に没頭し、構想を仕上げた。

いよいよ最終の場である。平成22年3月29日、藤沢合同庁舎会議室において第4回全体会議を開催し、冊子としてまとめた「なぎさ軸広域景観構想」を示し、当日出席できなかった構成員の事前了解も含め、総員の了解により本構想は確定した。当日は引き続き、来年度以降の推進方策について具体的な意見交換を行った。



図-9 第3回全体会議の状況（事務局撮影）

(5) 実際の取り組み状況②

—「人と人をつなぐ」—

この構想策定にあたっては、「人と人をつなぐ」ということを最も重視しなければならないと考えた。それは、冒頭で述べたように、これが相模湾の50年後、100年後をめざした構想を目指しているため、構想の形をしたものが存在しているだけでは意味が無く、行動が伴っていく構想にしなければならないと考えたからである。

最終的には、県民・事業者などあらゆる立場の人の参画による取り組みへとシフトさせていくことが必要であるが、そのためには、まず景観行政団体である市町相互の連携と公共施設管理者である国や県との一体的な取り組みが不可欠なのである。

構想の取り組みを具体的に進めていくためには、「直接対話」が必要であると考え、関係者全ての職場を直接訪問し、こちらの思いを届けることとした。そして、それぞれの関係所属の構想策定に向けた参画の合意をとりつけ、準備会を開催し、市町の考え方を共有し、更に県

と市町による意見交換の場を設置し、というように段階を踏んで、「なぎさ軸広域課題検討会議」を立ち上げた。そもそも、構想策定のデータ整理等で必要となる業務委託の予算の確保も不確定である中、職員による直営作業も辞さない覚悟で上司の了解を得て進めてきた業務であったため、策定時は感慨もひとしおであった。

次は、「共有」のステップである。最大のポイントは初回の検討会議にあると思っていたので、初回には、私のそれまでの業務経験を活かして、KJ法を用いた「ワークショップ形式」で、なぎさ軸の全体目標についての検討を行った。これは単に会議スタイルで限られた人が意見を表明するのではなく、参加者全員が何らかのアイデアを出し、これまでコミュニケーションが無かった人と意見を摺り合わせることによって視野が広がるとともに、何よりも「みんなで作る構想」という意識が芽生えたのではないと思う。更に、県下の市町の景観担当者と県の公共事業担当者が一同に会し、コミュニケーションを図ることは、何よりも重要な意味を持つと考えた。

初回のワークショップは、参加者のご協力により、生涯忘れないであろう開催となった。その夜の交流会では、県と市町の担当者と部会長がごちゃまぜで交流している笑顔を見て、構想策定の成功を確信するとともに、何があっても在職中に成し遂げようと決意したのである。

参加して頂いた構成員は、いずれも多忙な毎日を送っている方ばかりである。そういった第一線で景観行政や公共事業を推進する行政職員が一つになって、一生懸命に本音でぶつかりあって構想策定を行ったことは、筆者にとって生涯忘れることは無い仕事となった。

4. なぎさ軸広域景観構想の策定を通じて得た課題と今後の方向性(案)

さて、これまで、「第1フェーズ（量の充実）」と「第2フェーズ（質の充実）」について、具体的な事例を交えて述べてきた。それを受け、筆者が考える「第3フェーズ（意識改革による活用・創造期）」に向けて、なぎさ軸広域景観構想の策定を通じて得た課題と今後の方向性(案)についてまとめてみたい。

(1) 広域景観構想と市町景観計画の関係における法的な位置づけの必要性について

今回、「なぎさ軸広域景観構想」の策定を目指していく過程で、広域景観構想と市町景観計画の関係において、法的な位置づけが必要か必要でないかが議論となった。

今回の構想策定に向けても、県及び市町の各セクショ

ンで、法的な位置づけが必要か必要でないかということに対する両方の意見が存在した。この答えは、全国一律ではなく、都道府県毎の政策性・地域性により対応方法が大きく分かれてくるだろう。神奈川県の場合は、各市町村が地域特性に応じて景観づくりを進めていくことを大前提としているため、広域景観構想を法定計画にすることにこだわることは現実的ではないと判断した。法定計画にすることで、市町が計画で定めた事項を履行しなかった場合に、構想を盾に追求していくことが可能となるが、もはやそのような時代ではない。地方分権一括法が施行してから10年が経過する中、それぞれの自治体独自の政策・施策を尊重し合いながら、自治体相互の信頼関係に基づく協調・連携・推進を図っていくことが、景観行政における今後のスタンダードだろう。

ちなみに今回の広域景観は行政計画としたが、法定計画を目標とした場合、県だけでなく市町において、住民説明会、パブリックコメント、必要に応じて議会への附議などの手続きを要することとなる。仮に、その通り14市町が全てこの対応に賛同して順調に進めたとしても、次のようなデメリットが考えられる。

- ・手続きだけで1年以上の追加期間を要する。
 - ・14市町のうち、1つの自治体が脱落しただけでも、全体スケジュールに大きな影響を及ぼす。
 - ・長期化することで人事異動や、首長及び議会議員の選挙の機会が多くなり、自治体としての方向性に变化を生じさせたり、担当者が変わることによって、全体の推進に大きな影響を及ぼしていくこととなる。
- ※ 特に担当者の考え方や知識・経験は計画立案において重要な要素である。景観業務はいきなり即戦力になることは難しい業務の一つであり、またそれまでの業務経験が大きく左右するものである。

(2) 景観重要公共施設に関する課題と解決策

景観法に基づく景観計画において、景観重要公共施設を指定する際は、公共施設管理者の同意が必須となる。しかし、景観部局と公共施設管理部局との間で共通認識が無いままに同意協議に入るため、ほとんど円滑な展開にはならないのが実態である。本来は、景観部局と公共施設管理部局の相互が、景観に係る正しい知識を持ち、立場は異なるが、同じ方向を向いて協議を行うという姿勢にならなければいけない。それには、景観法に基づく「景観重要公共施設」という仕組みをもっと活用したいと相互が考えるような共通認識を生み出すきっかけづくりが不可欠である。筆者としては、現在のように予算が縮小して、今後も急激な右肩上がりの経済好転が期待でき

ない中で、より一層の「選択と集中」が求められてくる状況下では、公共事業を実施する際、新設の公共施設に限らず、既存施設の維持管理面においても重要な論点となってくるはずであると考えている。

そこで、例えば、以下のようなことも考えられよう。

- (例1) 総合計画に基づく都市マスタープランで位置づけられている道路について、政策形成上、重要な路線を「景観重要公共施設」として位置づける。その際に、各自治体が管理している施設だけでなく、国・都道府県・市町村が横断的に調整を図ることが必要である。
- (例2) 街路樹の維持管理において、標準的な管理に要する全ての予算確保が難しい中では、上位計画と連携しながら位置づけた「景観重要公共施設」とその他道路のメリハリを付けていく。
- (例3) 景観重要公共施設の指定について、今までのような景観行政団体からのアプローチを契機とした協議を行うだけではなく、公共施設の事業者及び管理者が、積極的に景観行政団体に対してアプローチ(景観法10条)して協議をするような姿勢を常識化する。

5. さいごに

現在、筆者は今年4月の人事異動により、道路管理課の配属となった。仕事内容は一変して、筆者自身が公共施設管理を担う立場となったのである。道路管理において、既存ストックの有効活用という観点から、定期的なメンテナンスによる施設の長寿命化が掲げられている。その際には、土木施設そのものに対する技術的な創意工夫がもちろん不可欠であるが、併せて、景観への配慮が重要であると考えている。

言うまでもないが、「施設」は人が使うことで初めて機能するものである。このような前提に立てば、より多くの方に日ごろから使っていただくことが重要である。そのためには、「愛着」が重要なテーマになるであろう。では、「愛着」を育てるためには何が有効であるか。それは景観づくりが最も有効なきっかけになると筆者は考えている。私たち行政職員は公共事業を実施する際や、まちづくりを推進する際に、そのような目的を持った取組であるという思いを持ち続けていかなければならない。そして更に、関連する確かな知識・経験と、溢れんばかりの情熱や強い信念が不可欠なのである。

そしてもう一つ忘れてはならない点がある。それは、県民としての視点、地域住民としての視点である。まち

づくりの主役である住民の視点にどれだけ近づいた施策を推進できるのかということである。行政は新たな施策を立ち上げることだけが成果ではない。立ち上げた施策を育てながら、一つ一つ実際に実現していくことが大切なのである。そのためには、行政職員としての顔、土木技術者としての顔、まちづくりプランナーとしての顔だけでなく、生活者を起点としなければならない。「愛着」を生み育むような景観づくりを行うためには、自ら地域の活動に飛び込んでいくような姿勢が重要なのである。そこで得られた経験・知識が景観づくりへと結びつけられるのである。「私たちは誰のためにこの事業を行っているのか?」、「私たちは何のために、この事業・施策を推進しているのか?」ということを常に自問自答しながら、一番大切なものは何なのかと探り続けなければならないだろう。

ご存知のように、「景観10年、風景100年、風土1000年」と言われている。景観づくりは大変時間がかかるものである。しかし、現世紀の景観を家族や友人と味わい、幸せを実感することを喜びにするとともに、来世紀以降に美しい景観を継承し、笑顔で語り合える人々の姿に思いをはせるということも「景観づくり」であると思う。

景観づくりは、誰かがやってくれるものではなく、「できる人が、できることを、できる時に」の精神で、一人一人が行っていくものである。そういった景観づくりが行われていくために、私たち行政職員は、多様な主体を結びつける架け橋となる役割を担っているということを実感すべきである。

行政職員は、生活者であることを忘れずに、ローカルな視点を持ちながら、グローバルな鳥の目も常に有しておかなければならない。日々得られた成果を励みとしながら、更なる歩みを進めていくことを決意したところで、この論文を締めくくりたい。

謝辞:本論文の中心テーマである「なぎさ軸広域景観構想」の策定に関わった14市町の職員の皆様及び県の関係各課の職員の皆様、そして検討会議を支えて頂いた両部会長に厚く謝意を表する。

別表 1 (なぎさ軸広域景観構想検討体制)

ー なぎさ軸広域課題検討会議 ー

■ 部会長

公共空間検討部会	国土交通省 国土技術政策総合研究所 空港ターミナル研究室	上島 顕司 室長
地域資源活用検討部会	関東学院大学	水沼 淑子 教授

■ 構成員

神奈川県	政策部	地域政策課	地域連携班
	環境農政部	緑政課	緑政推進班
		水産課	漁港班
		東部漁港事務所	工務課
		西部漁港事務所	工務課
	県土整備部	県土整備総務課	企画調整班
		都市整備公園課	都市公園計画班
		道路管理課	路政班
			調査指導班
		道路整備課	調査班
		下水道課	流域下水道班
		河川課	水政班
			河川整備班
		砂防海岸課	砂防計画班
			急傾斜地班
			なぎさづくり班
		横須賀土木事務所	まちづくり推進課
		平塚土木事務所	まちづくり推進課
		藤沢土木事務所	道路都市課
		小田原土木事務所	まちづくり・建築指導課
	教育局	生涯学習文化財課	学芸文化財班
横須賀市	都市部	景観推進課	
平塚市	まちづくり政策部	まちづくり政策課	
鎌倉市	景観部	都市景観課	
藤沢市	計画建築部	景観まちづくり課	
小田原市	都市部	まちづくり景観課	
茅ヶ崎市	都市部	景観まちづくり課	
逗子市	環境都市部	まちづくり課	
三浦市	都市部	計画整備課	
葉山町	都市経済部	都市計画課	
大磯町		都市計画課	
二宮町	都市経済部	都市整備課	
箱根町	環境整備部	都市整備課	
真鶴町		まちづくり課	
湯河原町	環境都市部	都市計画課	

注 1)
記載事項は「なぎさ軸
広域景観構想」を策定
した平成 22 年 3 月時
点である。

注 2)
大日本コンサルタント
は県との委託業務契約
により、当該会議に対
しては、平成 21 年 9
月 1 日に開催した第 3
回部会から参加してい
る。

■ 事務局

神奈川県 県土整備部 都市整備公園課(まちづくり班)
大日本コンサルタント株式会社

■部会①（公共空間検討部会）

- 〔目 的〕 ・各ゾーン及びなぎさ軸全体のビジョン(案)の検討
- ・ 公共施設(国道 134 号等の道路、海岸、公園、漁港など)を中心とした公共空間の広域的な検討
- 〔メンバー〕 ・部会長(上島顕司氏 国土交通省 国土技術政策総合研究所空港ターミナル研究室長)
- ・ 県（都市整備公園課(公園)、道路管理課、道路整備課、下水道課、河川課、砂防海岸課、県土整備総務課(企画調整班)、地域政策課、緑政課、水産課、関係 4 土木事務所、東部及び西部漁港事務所)
- ・ 相模湾沿岸 13 市町の景観担当課

■部会②（地域資源活用検討部会）

- 〔目 的〕 ・地域資源となっている建造物や樹木等の保全活用を検討する。
- ※邸園文化圏再生構想と連携
- 〔メンバー〕 ・部会長(水沼淑子氏 関東学院大学教授)
- ・ 県（都市整備公園課(公園)、地域政策課、緑政課、生涯学習文化財課)
- ・ 相模湾沿岸 13 市町及び箱根町の景観担当課等

別表2（「なぎさ軸広域景観構想」策定までの流れ）

